

普通肥料の公定規格の改正に係る食品健康影響評価について

混合汚泥複合肥料の原料として、特殊肥料に指定されている「動物の排せつ物の燃焼灰（鶏ふん燃焼灰に限る。）」を新たに追加するとともに、既に原料として使用が認められている、し尿由来の汚泥発酵肥料に、「動物の排せつ物に凝集を促進する材料又は悪臭を防止する材料を混合し、脱水又は乾燥したものに動物の排せつ物を混合したもの又はこれを乾燥したものを堆積又はかくはんし、腐熟させたもの」を追加する公定規格の変更

○ 経緯

普通肥料の公定規格については、肥料取締法（昭和25年法律第127号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づく、昭和61年2月22日農林水産省告示第284号（肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）におけるその種類ごとに、含有すべき主成分の最小量又は最大量、含有を許される植物にとっての有害成分の最大量その他必要な事項が定められているところである。

本件は、①既に法第2条第2項の規定に基づく昭和25年6月20日農林省告示第177号（特殊肥料等を指定する件）において特殊肥料に指定され一般的に流通している「動物の排せつ物の燃焼灰（鶏ふん燃焼灰に限る。）」及び②普通肥料として流通している「汚泥発酵肥料（動物の排せつ物に凝集を促進する材料又は悪臭を防止する材料を混合し、脱水又は乾燥したものに動物の排せつ物を混合したもの又はこれを乾燥したものを堆積又はかくはんし、腐熟させたもの）」を、「混合汚泥複合肥料」の原料に追加するものである。本件肥料は類似する肥料と同等の肥料効果が認められ、植物及び人畜に対する安全性も確認されたことから、公定規格を改正するものである。今回の改正において、「混合汚泥複合肥料」の含有すべき主成分の最小量又は最大量、含有を許される植物にとっての有害成分の最大量その他必要な事項に変更はない。

なお今回公定規格に追加する「動物の排せつ物の燃焼灰（鶏ふん燃焼灰に限る。）」及び「汚泥発酵肥料（動物の排せつ物に凝集を促進する材料又は悪臭を防止する材料を混合し、脱水又は乾燥したものに動物の排せつ物を混合したもの又はこれを乾燥したものを堆積又はかくはんし、腐熟させたもの）」は、いずれも既に単体でその使用が認められており、また、ほ場においても既に相当期間、その他の混合汚泥複合肥料の原料と混ぜて使用されている実績がある。そのため、今回の公定規格の改正を受けて生産される肥料を使用したとしても、既にほ場において使用されている実態と変わるものではない。

○ 今後の方針

食品安全委員会の回答を受けた上で、公定規格の告示の改正に係る所要の手続を進めることとする。

(参照条文)

肥料取締法（昭和25年法律第127号）抜粋

(定義)

第二条 (略)

2 この法律において「特殊肥料」とは、農林水産大臣の指定する米ぬか、たい肥その他の肥料をいい、「普通肥料」とは、特殊肥料以外の肥料をいう。

3、4 (略)

(公定規格)

第三条 農林水産大臣は、普通肥料につき、その種類ごとに、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項についての規格（以下「公定規格」という。）を定める。

一 次条第一項第一号、第二号、第四号、第六号及び第七号に掲げる普通肥料 含有すべき主成分の最小量又は最大量、含有を許される植物にとつての有害成分の最大量その他必要な事項

二 次条第一項第三号及び第五号に掲げる普通肥料 含有を許される植物にとつての有害成分の最大量その他必要な事項

2 (略)